

★ 広島県手数料条例及び広島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第四十四号）（財政課）

一 改正の要旨

1 広島県手数料条例の一部改正

土壤汚染対策法の一部改正に伴い、新設された事務に係る手数料を次のとおり定めた。

事務の区分	手数料の名称	金額
土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法第十二条第一項の規定による汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査	汚染土壌処理業の許可申請手数料	二二八、〇〇〇円

2 広島県警察関係手数料条例の一部改正

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、新設された事務に係る手数料を次のとおり定めるとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、銃砲刀剣類所持許可申請手数料等の額を改定した。

事務の区分	手数料の名称	金額
銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による認知機能に関する検査	認知機能検査手数料	六五〇円
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の五第一項の規定による猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	猟銃操作等技能講習手数料	一一、三〇〇円
銃砲刀剣類所持等取締法第九条の十三第一項の規定による年少射撃資格の認定の申請（当該申請を行う者が同時に他の年少射撃資格の認定を受けようとする場合にあっては当該他の年少射撃資格の認定に係るものでないもの）に対する審査	年少射撃資格認定申請手数料（同時申請でないもの及び同時申請において減額に該当しないもの）	九、六〇〇円

銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第一項の規定による年少射撃資格の認定の申請であつて当該申請を行う者が同時に他の年少射撃資格の認定を受けようとする場合の当該他の年少射撃資格の認定に係るものに対する審査	年少射撃資格認定申請手数料（同時申請において減額に該当するもの）	五、九〇〇円
銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定による年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証書換え手数料	一、八〇〇円
銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十三第三項において準用する同法第七條第二項の規定による年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証再交付手数料	一、九〇〇円
銃砲刀剣類所持等取締法第九條の十四第一項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格講習手数料	九、七〇〇円

二 施行期日

平成二十一年十二月四日。ただし、一について、土壤汚染対策法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する政令で定める日

★ 広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（条例第四十五号）（港湾管理課）

一 改正の要旨

西瀬戸自動車道の通行料金の引下げに伴い影響を受ける一般旅客定期航路事業に係る航路の維持を図ることを目的として、当該航路を利用する一般旅客定期航路事業の用に供されている港湾の係船料を一年間免除するため、必要な規定を追加した。

二 施行期日等

平成二十一年十月十四日から施行し、平成二十一年四月一日から適用する。

★ 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第四十六号）
（警察本部）

一 改正の要旨

広島市佐伯区及び同市安佐南区の区域が変更されたことに伴い、広島県広島西警察署及び広島県安佐南警察署の管轄区域を変更するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十一年十月十四日